

環境記念日

月	名称	内容
毎月	省エネルギーの日【1日】	昭和55年（1980年）の「省エネルギー・省資源対策推進会議」において、身近な省エネルギー行動をふりかえる機会をふやし、省エネルギーの実践の定着、節減の実効性の確保を目的に設定されました。
	ノー・レジ袋の日【5日】	日本チェーンストア協会が平成14年（2002年）10月から実施。
	ストップ地球温暖化デー【16日】	京都議定書発効1周年を記念し、大阪府では平成18年（2006年）2月16日から毎月16日を「地球温暖化について考え、その防止のために府民一人ひとりがライフスタイルを見直し、環境にやさしい行動を実践する日」として設定されました。
	ノーマイカーデー【20日】	大阪府下でマイカー通勤や業務用車両の持ち帰りの自粛を呼びかけている日のことです。
2月	省エネルギー月間	昭和51年（1976年）の「資源とエネルギーを大切にす運動本部（現在：省エネルギー・省資源対策推進会議）」において、それ以前に、工場を対象にして毎年1月～3月に実施してきた「エネルギー管理強調期間」を一般消費者、官公庁を含めた全国的な運動期間に発展させることを目的に設定されました。
4月	アースデー（地球の日）【22日】	昭和45年（1970年）4月22日に、公害防止や自然保護など環境保全をテーマに全米で「アースデー」と呼ばれる大規模なデモが行われました。この取組は、米国ネルソン上院議員の発案で、全米で環境保全に関する認識が確立される契機となりました。平成2年（1990年）からは、毎年4月22日を「アースデー」と決め、世界統一行動日として地球環境問題を考えるイベントや運動が繰り広げられています。
5月	ごみゼロの日【30日】	5・3・0（ごみゼロ）の日。全国各地で、ごみの減量・リサイクル・ポイ捨て禁止等の各種普及啓発事業が行われています。
	国際生物多様性の日【22日】	生物の多様性が失われつつあること、また、それにまつわる諸問題に対する人々の認知を高めるために国際連合が制定しました。当初（1993年）は12月29日でしたが、2000年に国連総会で5月22日に変更されました。
6月	環境の日【5日】	「環境基本法」（平5法91）第10条において新たに設けられたもので、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高めることを目的に設定されました。この日は国連の世界環境デーであり、これは、ストックホルムの国連人間環境会議の開催を記念して、決定されたものです。
	環境月間	昭和48年（1973年）に環境庁が提唱したもので、環境庁をはじめ、関係省庁、地方公共団体、民間団体などによって各種普及啓発事業が行われています。
(12月)	アスベスト飛散防止推進月間	平成18年（2006年）から、大阪府ではアスベストの飛散防止や関連法令の周知徹底などの取組を6月・12月に重点的におこなっています。
7月	クールアース・デー【7日】	CO2をできるだけ排出しない低炭素社会の実現に向けて、環境問題の大切さを国民全体で再確認していくため、施設や事業所、家庭などで一斉に電気を消す「セタライトダウン」を呼びかけています。
	光化学スモッグの日【18日】	昭和45年（1970年）7月18日、東京都杉並区で日本初の光化学スモッグが発生し、40数人が病院へ運ばれました。
	熱中症予防強化月間	平成25年（2013年）6月4日の熱中症関係省庁連絡会議において、熱中症に関する普及啓発等の効果をより一層高いものにするために制定されました。
8月	夏の省エネ総点検の日【1日】	平成2年（1990年）の省エネルギー・省資源対策推進会議においてエネルギー消費が増大する夏季の省エネルギー普及広報の一環として設定されたもので、経済産業大臣が参加するなど、各種省エネルギーキャンペーンのイベントを実施しています。
	水の日【1日】、水の週間【1～7日】	水資源の有限性、水の貴重さ及び水資源開発の重要性について国民の関心を高め、理解を深めるため、毎年8月1日を「水の日」、この日を初日とする一週間を「水の週間」として、ポスターによる啓発や講演会の開催などの行事を全国的に実施しています。
9月	清掃の日【24日】	昭和46年（1971年）に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」が施行されたことを記念として制定されました。
	環境衛生週間	【9月24日～10月1日】清掃の日から浄化槽の日までの1週間を環境衛生に関する啓発期間として制定されました。
10月	環境にやさしい買い物月間	平成12年（2000年）から実施。商店街・大手スーパー・百貨店・コンビニ・生協などが協力して、リサイクル商品や少量包装の商品など環境に優しい商品の販売促進を行い、買い物袋の持参を呼びかけています。
	リサイクル推進月間	リサイクルの意識の高揚と一層の促進を図るために制定。平成3年（1991年）10月25日、「再資源の利用の促進に関する法律」（リサイクル法）が施行されたことに因んで制定されました。
	国際省エネルギー月間	国際エネルギー機関が、昭和54年（1979年）に定めた、石油の消費節減を図ろうとする国際的な省エネルギー運動。
	電波障害クリーン月間	受信環境クリーン中央協議会は、テレビ・ラジオをより良好に視聴できるようにするため、全国各地で放送電波受信障害防止に向けた活動を集中的に展開することとしています。この活動は、昭和30年（1955年）以来、毎年実施しているものです。
	木づかい推進月間	林野庁では、平成17年度から、木材、とりわけ国産材の利用の意義を広め、木材利用の拡大につなげていくための国民運動として、「木づかい運動」を展開しています。特に毎年10月を「木づかい推進月間」として集中的に活動を行っています。
11月	浄化槽の日【1日】	昭和60年（1985年）に「浄化槽法」が施行されたことを記念して制定されました。
	リサイクルの日【20日】	10が一回り、20が二回りということの語呂合わせで、日本リサイクルネットワーク会議が平成2年（1990年）に制定しました。
	エコドライブ推進月間	エコドライブ（環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用）の普及促進のため、警察庁、経済産業省、国土交通省及び環境省を関係省庁とする「エコドライブ連絡会」が平成18年（2006年）に策定した「エコドライブ普及・推進アクションプラン」に基づき、交通量の多くなる行楽シーズンなど、自動車を運転することが多くなる時期（11月）に積極的な普及啓発を行っています。
12月	地球温暖化防止月間	平成12年（2000年）にオランダのハーグで行われた気候変動枠組条約第6回締約国会議で京都議定書の早期発効を目指すために制定されました。
	大気汚染防止推進月間	昭和43年（1968年）に大気汚染防止法が施行されたことを記念して制定されました。
	冬の省エネ総点検の日【1日】	昭和55年（1980年）の総合エネルギー対策推進関係会議において家庭、学校職場において日頃の省エネルギーについての見直し、総点検を行い、また、省エネルギー的生活習慣、更には広くエネルギーの重要性について国民的理解を深めることを目的に設定されました。